

糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定方針

1 計画策定の趣旨

糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」の改正により、区域全体の温室効果ガス削減計画の策定について、市町村に努力義務が課せられた。

そのため、地球温暖化対策推進法の第 20 条第 2 項に基づき、京都議定書目標達成計画を踏まえ、糸魚川市の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な実行計画を策定するもの。

2 計画の構成及び期間

1 計画の構成

①計画策定の背景及び基本的事項

- ・計画策定の背景 計画策定の趣旨
地球温暖化の現状
地球温暖化問題への取り組み
- ・基本的事項 計画の目的
計画の位置づけ
計画の期間、計画の対象

②温室効果ガス排出の現状と将来予測

- ・温室効果ガス排出量の現状
- ・温室効果ガス排出量の将来予測

③地球温暖化対策の基本方針

- ・温室効果ガス削減目標
- ・地球温暖化対策の基本方針

④施策の展開

- ・具体的な取り組み、施策

⑤計画の推進

- ・計画の推進体制
- ・計画の進行管理

2 計画の期間

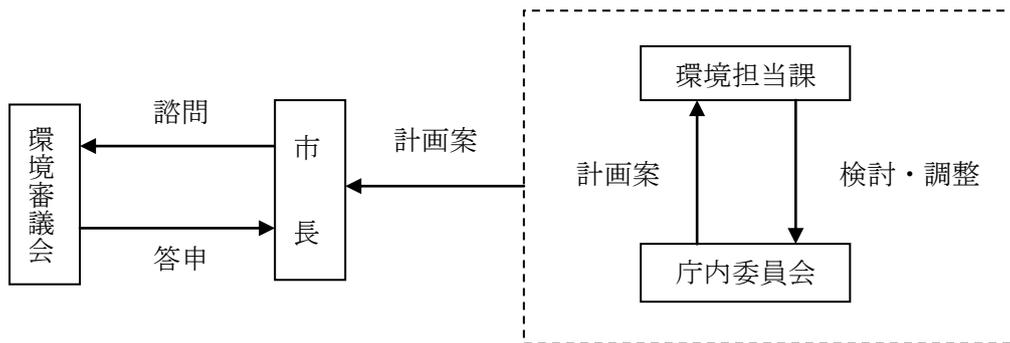
平成 25（2013）年度から平成 32（2020）年度までとし、その他計画との整合性に配慮する。ただし、平成 62（2050）年度までの長期構想も盛り込むものとする。

3 策定期期

平成 24 年 12 月を目途とする。

4 計画策定体制

糸魚川市環境基本計画において、地球温暖化対策の実施及び推進が謳われており、糸魚川市内の環境保全に関する重要事項であることから、糸魚川市環境基本条例第24条第2項2号の規定に基づき、糸魚川市環境審議会にて審議するものとする。



5 スケジュール（予定）

- 1年目……基本的事項、現状と課題、計画の目標の検討
- 2年目……施策、計画の推進の検討。計画の決定及び公表

主なスケジュール

平成23年8月	環境審議会での検討説明
10月	第2回 環境審議会 ・計画審議の諮問 ・「計画の基本的事項」及び「現状と課題」の審議
平成24年1月	第3回 環境審議会 ・「現状と課題」及び「計画の目標」の審議
2月	第4回 環境審議会 ・「計画の目標」及び「施策の展開」の審議
4月	アンケート
7月	第1回 環境審議会 ・「施策の展開」及び「計画の推進」の審議
8月	第2回 環境審議会 ・全体の審議
10月	パブリックコメント
12月	第3回環境審議会 ・最終審議、市長への答申 計画決定